

## 「相談支援部会」及び「事例検討研修会」平成27年度後期活動報告について

## 1 報告事項

## (1) 第37回相談支援部会（平成27年11月2日開催）

## ア 相談支援事業所の事業運営について

事業報告書の記載方法を統一したもので相談支援事業所から事業報告を行い、そこから課題や問題点を確認した。

(ア) 個別のニーズを拾いながら丁寧な支援を行うことが難しい。

(イ) 一人の相談支援専門員が抱えるケースが多くなっているため、モニタリングまで手が回らない。

(ウ) 事業報告は事業所情報を共有するだけでなく、事業所を利用する人が困らないような体制にしていくためのものであるため、市全体の課題や問題点については自立支援協議会に挙げてほしい。

## イ モニタリングについて

前回の部会の意見を踏まえ、次のとおり刈谷市の基本モニタリング期間を設定した。

## &lt;基本モニタリング期間&gt;

## a 障害者

(a) 新規…3ヶ月後→半年後→1年後（年3回）

(b) 更新…1年後（年1回）

## b 障害児

(a) 新規…3ヶ月後→半年後→1年後（年3回）

(b) 更新…半年後（年2回）

(ア) 基本モニタリング期間以外に、本人の状態に合わせてモニタリングの追加が必要かどうかは、本人の今後を考えて相談員が判断し、市と協議のうえ決定する。

(イ) モニタリングの管理を手書きやエクセルなどで行っているが、いずれも悪戦苦闘しており、適切にモニタリングが行えていないことがある。

## ウ わたし手帳の活用について

わたし手帳を普及させていくために必要な方法を検討した。

(ア) 障害年金を申請する際にこれまでの記録が必要になることがあるので、そうした際にわたし手帳があると便利ではないか。

(イ) 活用していくためには、わたし手帳の利用の声掛けをしていくことと、書いてもらった保護者の気持ちを大事にしていかなければならない。

(ウ) 利用の強要はできないが、受けられるメリットを伝えていき、使いたいと思う人が使えるようになるといいのではないか。

#### エ 事例検討研修会の報告について

第6回事例検討研修会で検討した刈谷市社会福祉協議会の案件の検討結果について報告した。

(ア) 参加している事業所が検討方法に慣れてきたため、1回の研修会で2つの事例を検討するやり方かどうか。

### (2) 第38回相談支援部会（平成28年2月4日開催）

#### ア 相談支援事業所の事業運営について

事業報告の目的を再確認し、相談支援事業所から事業報告を行うとともに、来年度からの障害児の相談支援体制について検討した。

(ア) 就労系サービスを利用している人がすぐに事業所を変えてしまうことが多く、計画作成やモニタリングが追いつかないところがある。

(イ) 相談員一人当たりが抱える相談や計画作成の上限件数が決まっていないため、相談支援体制を整備するための適切な人数を割り出すことが難しい。

(ウ) 16歳から18歳の年齢層からの相談は、いろいろなところで行き場のない状況になっていることが多いため、1件の相談に時間がかかるということも踏まえて支援体制を検討していかなければいけない。

#### イ 基幹相談支援センターについて

平成28年4月1日より刈谷市障害者支援センター内に基幹相談支援センターが開所する予定であり、センターの概要及び市内の相談支援体制を報告した。

(ア) 土曜日の相談活動は、働いている人が利用できる重要な日であるため、営業するようにしてほしい。

(イ) 対象者は障害のある人に限定せず、診断名の確定や手帳の交付がなくても親の不安や困りごとに対して相談に乗ってほしい。

ウ 計画相談支援について

適切にモニタリングを実施できるようにモニタリング期間を変更するとともに、管理ができている社会福祉協議会の管理方法を紹介した。

(ア) モニタリング報告書の提出については、対象者の数によって締め切りが早いと提出が難しいところもあるため、提出期限を考慮してほしい。

(イ) 計画の管理をするためにシステムを導入する方法もあるが、管理表が作れても人員不足でモニタリング自体を実施できない状況もある。

エ わたし手帳の活用について

わたし手帳を普及・活用させていくための利用方法を報告した。

(ア) 基幹相談支援センターでも積極的に活用してほしい。

オ 事例検討研修会の報告について

第7回事例検討研修会で検討したところ悠々の案件及び第8回事例検討研修会で検討したペガサスⅡの案件について、検討結果を報告するとともに、来年度からの開催方法を検討した。

(ア) 個々の事例検討から挙がってきた課題が部会によって地域の課題として検討され、協議会を通じてその解決策を市に対して提言できるような仕組みになると良い。

(イ) 事例検討研修会は相談員のスキルアップが目的であるため、事例検討研修会で出てきた課題については、相談支援部会で検討したほうが良い。

カ 障害者虐待防止法への対応について

来年度からグループホームの居室を予め確保しておくことで障害者虐待等における被虐待者の緊急一時保護ができるようにするための事業について報告した。

(ア) 緊急一時保護は虐待以外の理由で利用することを想定していない。

(3) 第7回事例検討研修会（平成27年11月9日開催）

ア 検討内容について

ところ悠々からの事例として、精神科病院に入院中の精神障害者の事例を検討した。近日退院予定であるため、地域で暮らしていくためにはどのような支援が必要かを検討した。

イ 課題について

住み慣れた地域で暮らすためには、本人が選べる選択肢が多くなっていくことが重要である。障害特性によって支援者側の配慮や程よい距離感が全然違うため、それらに合わせた受け皿を提供できる体制にしていくことが課題となっている。

#### (4) 第8回事例検討研修会（平成28年1月26日開催）

##### ア 事例検討について

ペガサスⅡからの事例として、強度行動障害のある自閉症の事例を検討した。支援者と本人や家族との信頼関係の重要性や他事業所と支援方法の情報共有による有効性について確認した。

##### イ 課題について

市内にある事業所の数が多いというだけでは、個別のニーズに対応できることにはならないため、本人に合ったサービスを整理していく必要がある。具体的には移動支援の制度について、今後検討していく必要がある。

## 2 平成27年度の目標に対する総括及び今後の検討課題

### (1) 相談支援事業所の事業運営について

障害児の相談支援事業所に対する体制整備や基幹相談支援センターの設置、適切なモニタリングを実施するための新たなモニタリング期間の設定、モニタリングを適正に管理するための改善など、市全体の相談支援体制を再構築することで各相談支援事業所が抱える負担を軽減することができた。今後も継続して体制整備を図るとともに、相談支援事業所の質の向上に努めることで障害者が抱える不安を軽減していく取り組みを検討していく。

### (2) 事例検討研修会の課題検討について

各事業所が主体となって年4回の事例検討を行った中で、個別の事例を通じて、移動支援事業について問題提起がされた。今後は、移動支援事業の課題や問題点を整理し、相談支援部会で検討していく。

### (3) 障害者虐待防止法への対応について

来年度より居室を確保する事業が開始し、被虐待者の生命の安全を守ることができるようになった。今後は、一時的な保護から地域生活へ戻していく際の関係機関との連携を築いていく必要がある。